

## いすみ市空き家情報登録制度「空き家バンク」空き家の媒介に関する協定書

いすみ市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、いすみ市空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱（平成 22 年いすみ市告示第 167 号。以下「要綱」という。）第 2 条第 1 項に規定する空き家（以下「空き家」という。）の媒介等に関して、次のとおり協定する。

### （総則）

第 1 条 甲及び乙は、各々の社会的使命を有する立場と双方の信義、誠実の原則に立ち、この協定に基づき、空き家に係る賃貸借の適正かつ円滑な推進と宅地建物取引業の健全な発展に資するものとする。

### （用語の定義）

第 2 条 この協定において「空き家の媒介」とは、空き家の賃貸借を希望し、甲に登録申し込みをした者（要綱第 4 条の規定により登録したものをいう。以下「登録者」という。）の物件に対し、空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）と当該物件の賃貸借の媒介を行うことをいう。

### （業務執行体制の整備）

第 3 条 乙は、この協定の業務に関し、次の各号に掲げる業務執行体制の整備に努めるものとする。

- （1）社会的信頼の確保と節度ある規律の確立
- （2）取引の信頼性と安全性の確保

### （媒介に係る協定の依頼）

第 4 条 甲は、登録者の希望等により乙に対し空き家の媒介に係る協力を依頼し、又は依頼を中断若しくは終了するときは、いすみ市空き家情報登録制度「空き家バンク」の空き家の媒介に係る協力（中断・終了）依頼書（様式第 1 号）により行うものとする。

(媒介の業務)

第5条 乙は、前条の規定により甲から空き家の媒介に係る協力を依頼されたときは、空き家の媒介を行うものとする。

2 甲は、要綱第11条の規定による利用申込があった場合は、速やかに登録者及び乙に通知し、乙は、当該利用希望者の希望する空き家の媒介を行うものとする。

(媒介に係る結果等の報告)

第6条 乙は、第4条の規定により依頼を受けた登録者と媒介の契約を書面で締結するものとする。

2 乙は、前条の規定による媒介の結果について、速やかにいすみ市空き家情報登録制度空き家バンクの空き家の媒介に係る結果報告書(第2号様式)により甲に報告するものとする。

(媒介の報酬)

第7条 空き家の媒介に係る報酬については、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第46条第1項の規定による国土交通大臣が定めた報酬の額以内の額とする。

2 前項の規定にかかわらず賃貸借の媒介の場合、登録者からの報酬は無報酬とする。

(苦情又は紛争の処理)

第8条 空き家の媒介の業務に関して苦情又は紛争が発生した場合には、乙の責任において処理するものとする。

(協定の解除)

第9条 甲又は乙は、この協定に違反したときは、催告しないで協定を解除できるものとする。

2 前項の規定によりこの協定が解除され、乙に損害が発生した場合であっても甲はその賠償の責めを負わない。

(その他)

第10条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その他 1 通を保有するものとする。

年 月 日

甲 所在地 千葉県いすみ市大原 7400 番地 1  
名 称 いすみ市  
代表者 いすみ市長 太 田 洋

乙 所在地  
名 称  
代表者